

宝永四年の大津波に對処して

藩が築いた潮止め堤の考察

林 実 喜

(会員 佐伯市中の島)

宝永四年（一七〇七）十月四日（陽曆十一月二十八日）午
刻（十三時）頃、南海道沖に発生したマグニチュード八、
四という未曾有の海底地震により、時を移さず領内は沿
岸部をはじめ、城下にまで大津波が押し寄せ、これにより
藩は甚大な被害を受けた。その内容は次の通りである。

破損箇所覚書

一、死者二三名のうち歩行の隠居一・町人三 他は在浦
一、家屋の流失あるいは倒壊四八六戸 在浦
一、田畠高一、四六四石八斗永荒れ・当荒れで収穫皆無
一、土手決壊一〇七、_三^{トメ}石垣二三四、_五^{トメ} 城下
一、新地土手六、_二^{トメ}七_リ余り 浦方
一、塩浜堤 一六、_三^キ 口

- 一、橋梁破損大小一七箇所・水門二箇所
- 一、山崩れ大小三三箇所
- 一、城下をはじめ各所に亀裂

城下
在浦

- 一、船破損一二艘うち一艘旅船
- 一、牛馬一三匹（牛九・馬四）流死一一・不明二
- 一、城下の波高二、八五^{メートル} 但し所により不同
- 一、養賢寺大破 他の寺院も略同様
- 一、侍屋敷末端まで可成り破損

一、城内（三の丸）はさして被害なし（温故知新録三）

なお、浦方の様子については佐伯史談二二七号浜田平
士氏著『宝永四年・安政元年の大地震と大津波』に詳しく述べ
紹介されている。

津波は昼夜七回にわたって城下まで押し寄せ、波高は
凡そ三メートルであつたという。

（鶴藩略史）

このあと藩は十月二十一日（陽曆十一月十四日）より、
領民を動員して中村外に潮止め堤（防潮堤）を着工し、延
べ三四、七九三人使役して六十四日後の十二月四日（陽曆
一月十六日）、延長一、二九七^{メートル}（十一町五十三間半）（註）
の築堤と、白坪川の水位調節のための大小樋管八箇所と
合わせ完成したが、築堤の高さや構造並びに土砂採取場

など、詳細は不明である。

註 資料には『計画間数三十七町四十九間二尺（四、一二六メトル）内新規十一町五十三間半（一、二九七メトル）』とあり、起終点は明記していない。

そこで、図1により築堤の起点を仲町出切りとし、終点を蟹田とするとその距離は八八〇メトルで、途中から五所社までの参道部分、これは五所社側の取り付き部が定かでないが、一三〇メトルと仮定して加えても全長一、〇一〇メトルでしかない。（一万分の一により計測）

したがつて、不足部分二八七メトルは本町出切りから、獄舎（伊予銀佐伯支店）の角を曲がつて敷地の外れ辺りまでかと考えたが、図1には市街外周の長堤享保四年（一七一九）と書いてあるので含まれていないと判断し、本書での築堤延長は前記の記録に関わらず図測による一、〇一〇メトルに準拠した。

理由として当時大手前まで潮が差し込み、干満の影響をうけていたこと（図1）から、当日の推定潮位を基にして波高（一、八五メトル）を求めたところ、陸上では半減され、浸水はしても流失まではいかなかつたと理解した。（後述）

そういうことから以下当日の波高と潮位の関係について、詳しく検討して見る。

一、波高と潮位の関係

現在のように測量技術が進歩していなかつた江戸時代、波高の測定は被災後津波の痕跡をもとにして調べるより方法はなかつたと思うが、高さの基準点を何処に設定したかは分からぬ。

一方、前記覚書十二項には

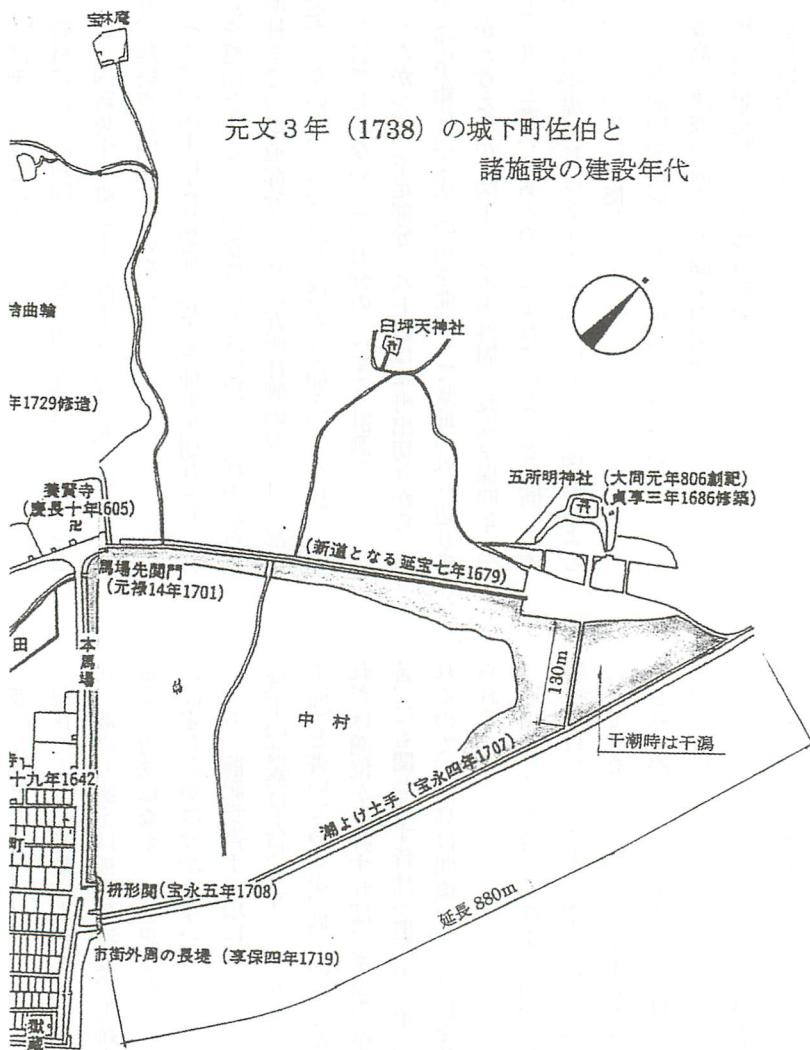
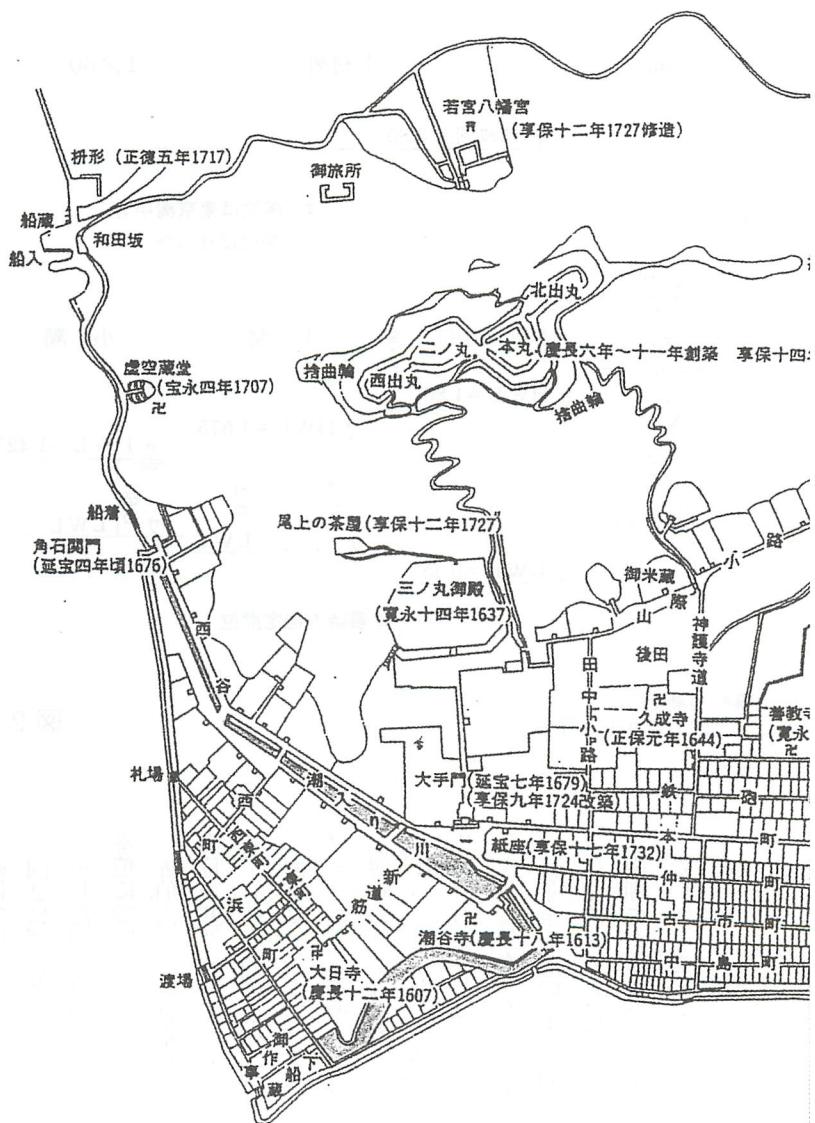


図 1



津波時の潮位図

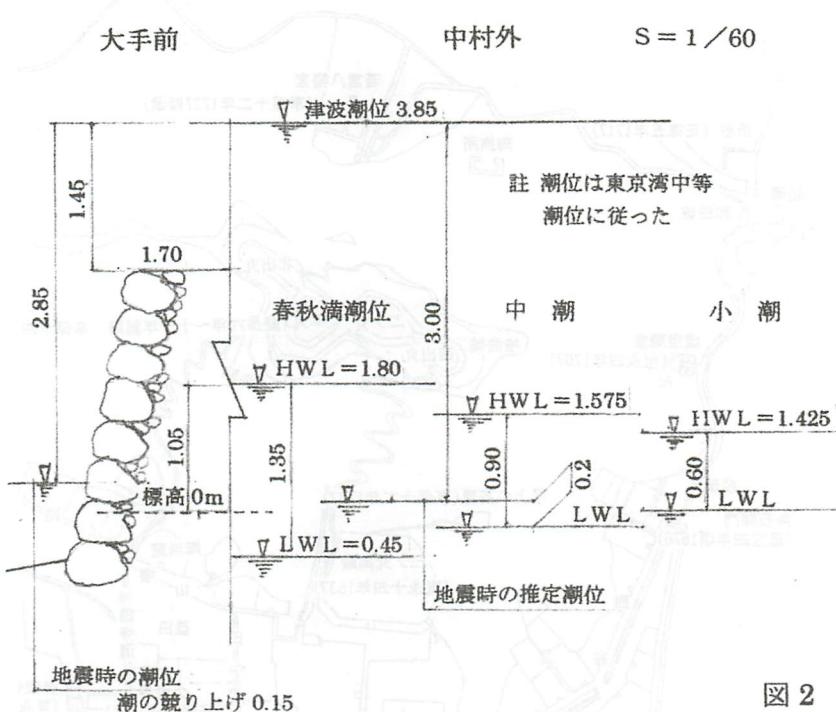


図 2

波高について

図2に潮位と関連して詳しく
図示したので説明は省略する。

潮位について

佐伯湾の潮位は東京湾の中等潮位を基準にして決められており、春秋の満潮位が+一、八メートル、干潮位は+〇、四五メートルで、干満差は一、三五メートルである。(図2) 宝永四年の潮位は今も変わることはないと思うが、干満の時刻にズレのあることは、年毎の潮位表を見て分かった。したがって、三百余年前の宝永年間とは多分に相違するとは思うが、四日が中潮であることは月齢に変動のない限り変わることはないとある。

そこで平成二十三年の潮位表を参考にして求めたら、十月四日

トメ高く設定した結果、津波の標高は中村外と一致した。

の中潮は午前の満潮が二時四十六分、干潮は十五時十七分で、その差十二時間三十一分であるから、津波が押し寄せた十三時から十四時の間は、概ね八〇%以上の引き潮と見て図2を作成した。

これを見ると大手前では、波高が現地盤より一、四五メトル上昇したことになり、宝永の頃は地盤が今より二、三〇セン低かつたと仮定しても、家屋の流失まではいかなかつたと理解できる。

一方、津波が城下まで押し寄せる迄には、大島・大入島・女島・長島・濃岡山・萩山(今は平地)などの島々により遮られて波力は衰え、城下に達した頃には大きくなうねりとなつて、昼夜七回にわたり押し寄せたものと思う。

これにより中村外の潮止め堤は、土羽でも充分耐え得ると判断したのではないか。

標高との差について

標高は地理調査院が海拔を基準として定めたもので潮位との差は一、〇五メトルである。(図2)

これにしたがい、津波高を標高に換算すると一、八メトルとなり、大手前では潮の競上がり(高低差)を〇、一五

二、築堤の想定断面と土砂運搬の方法

計画の総延長は四、一二六メートル(三十七町四十九間二尺)であつたと記録にあり、区間は角石閥門から蟹田までだつた(図1)と思う。

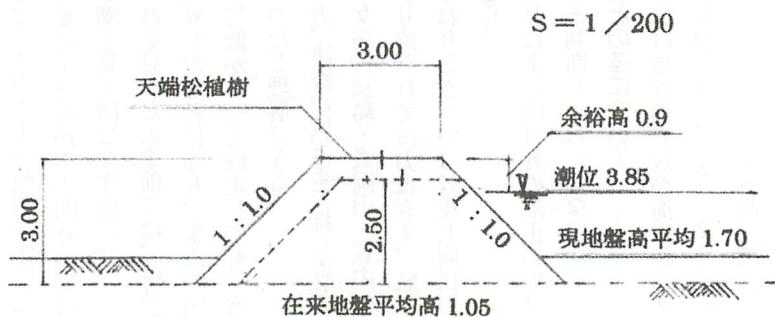
築堤の想定断面

資料がないので波高をもとに断面を想定した。それは図3の通りである。

はじめに堤高を決めるに当り現在地盤の標高を調べ在来地盤高を図1によつて推定しその平均値を求めら、その差は〇、六五メートルとなつた。(図3に計算式)尤も、在来地盤高については資料もないし、試掘をした分けでもないから誤差は否めない。

次に堤高を決めるに当たり最も注意せねばならないことは波高に対する余裕高の取り方である。現在の土木技術では少なくとも一メートル以上は必要とするが、江戸時代には余り認識がなく越波せねばそれで良いと考えていたのではないか。

築堤の推定断面図



現地盤高	在来地盤高(推計)
南海病院付近 1.2	同 左 0.2
中間点 1.5	// 0.9
// 1.8	
宮銀支店前 2.3	// 1.8
中町出切り 1.6	// 1.3
平均 値 1.7	平均値 1.05 差=0.65

図 3

そこで余裕高を○、九ドル取つて全高を三ドルとした場合と、○、四ドル取つて一、五ドルとした場合の二断面を想定し、天端は何れも三ドル法勾配は一割とした。(図3)

なお、法面の保護工法として石張りか粗朶を二、三段に組んだとかいった形跡はない。勿論工期六十四日では無理と考えるが、土羽面の場合、津波の直撃波は防ぎ様もなかつたろう。

土砂の数量

築堤高=三、〇ドルの場合

一

八、一八〇立米

同 // 二、五ドルの場合

一

三、八八七立米となる。

右のうち五所社の参道部分一
三〇ドルは堤内地となるため、高
さは二ドル程度に抑えられていた

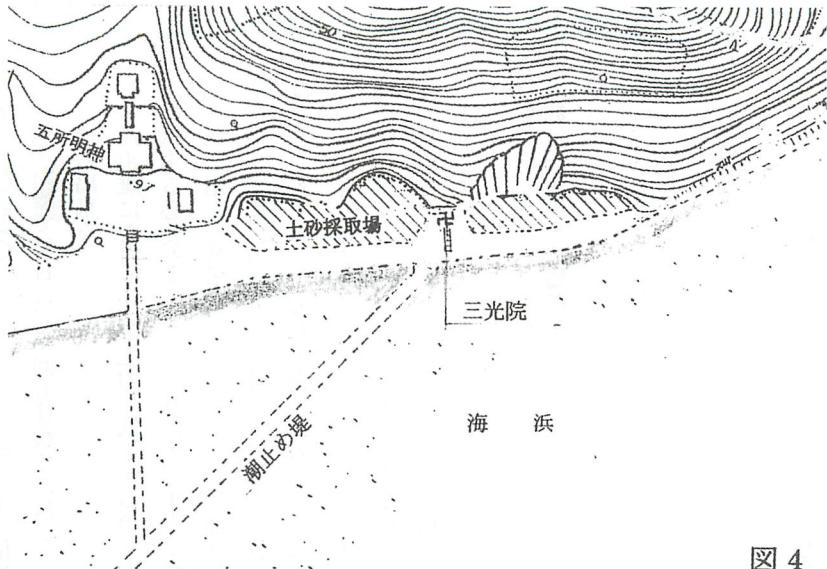


図4

図4 土砂の採取位置

と思うが、土量の計算は二案とも本堤と同断面と見做し算出した。

土砂の採取位置

手近な方法としては築堤の背後を掘り上げて築き立てるのが最善策であるが、一帯は元々海浜の跡地で地下水位が高く、砂質土のため自立性が悪い上流動し安いので築堤には向きである。そこで図4の斜線部分蟹田から採取したと思う。此処なら透水性の低い粘質土であつた筈だからである。

当時山裾には三光院（別名神宮寺）という小庵が在つたため、敷地部分と参道など残したが、昭和十年開校の東小学校校地造成の埋立て土砂採取場となり、庵は五所明神社境内に移築されたというが現存しない。

以前三光院の参道には階段があつて、庵は一段高い所に書き入れられた地図を見たことがある。年代は確と記憶にないが、宝永以降のものであつたと思う。

運搬の方法

当時の運搬用具として考えられるものにモツコか背板がある。但し、モツコの場合通常一人掛りとなるが背板（竹籠か藁包〈ケブケといつた〉に入れて運ぶ）なら

一人で五〇六〇キロ（〇、〇三〇、〇三三立米）位は運べるから、短距離では日に二十回も往復すれば〇、六立米程度は運搬出来る。

但し、遠距離になると作業能力も低下するので別途な方法を講ずる必要があった。それは大八車かトロッコの原理を応用した竹をレール替わりにして籠か竹の台に箱を乗せて運ぶ方法で、当時の人にもこの程度の方覚はあつたと思うが、大八車の場合めり込みに注意して轍を固める必要があつたろう。それにしても日当たり進歩率が凡そ一五、八トロリであつたとは、人海戦術といえその見事さに只々驚きである。恐らく重機を使用した今日の土木工事でも、この程度の進歩率ではあるまい。

出役人数と一人当りの負荷量

出役の延べ人数は三四、七九三人であつたと記録にあるから、日当り平均は約五四四人、一人当りの負荷量は、

築堤高三トメルの場合 〇、五立米

築堤高二トメルの場合 〇、四立米

となるが、土石の採取現場と突立て土羽打ち等に一〇

〇人程度は割かねばならなかつた筈で、運搬方の負担はその分加算ということになる。

出役の賃金について

記録には日当り米（玄米）五合宛支給したとある。これは江戸時代を通じて支給されていた一人扶持五合の制度に準じたと思うが、錢に直したらどの位になるか調べて見た。

『歴史読本お金の百科事典』によれば、宝永四年の米価は一石当り大坂相場で銀一一七匁であつたから、一升は一匁一分七厘、五合では五分八厘五毛となり、錢に換算すると、七年前の元禄七年の公定相場では金一両は銀六十目、錢は四貫文と決められていたのでこれにしたがえば一升は七八文、五合では三九文でしかなかつた。

ではこれを現在価格にしたら幾らになるか調べたら、一両を何万円に設定するかで単価は変わり、一般的には六万とか十万或いはもつと高いといって判然としない。それもその筈で米価を中心とした物流経済の江戸時代と、貨幣経済の現在とでは比較出来ないのは当然である。

平成二十年、生涯学習課主催の歴史講座で『一両の値打ちと佐伯藩の財政事情』と題して講演したことがある。その際資料を提示して一両の現在価格は一七万五千円、一文は三〇円（私算）に相当すると話した。詳しい内容は省略するが、これにしたがえば三九文は一、一七〇円でしかなく、現在感覚では随分低賃金でしかも労基法などない時代だけに、日の出から日没まで長時間就労させられたと思う。

一方、藩は城下を守る公共事業の名目で、在浦へ人夫を賦課したものか、或いは近郷の農民を対象に希望に応じて雇用したものかその辺は明らかでないが、米が生活の総てであつた時代だけに給米五合という僅かな日当にも関わらず、毎日五〇〇人以上の農民が就労していたことは事実である。

ら、藩政時代の遺物破壊という暴挙であり、容認出来ないとして反対の大合唱が起り、八月に入つて一部の代表者が小田部町長と団交を二度行い、町長も再考を約束したものの、結果は廃案にされず施行した。
（佐伯新聞）

もし町長が要請を入れて一部でも残していれば、後年史跡として評価されたと思うが、地形上何処を残すか区間の設定が難しく認められなかつたのではない。

当時天端には樹齢二百年以上の松並木があり、壯観で伐るに忍びなかつた心情も理解出来るが、仮に残されたとしても、昭和になつて馬場の松並木の様な運命を辿ることは必至であつたろう。

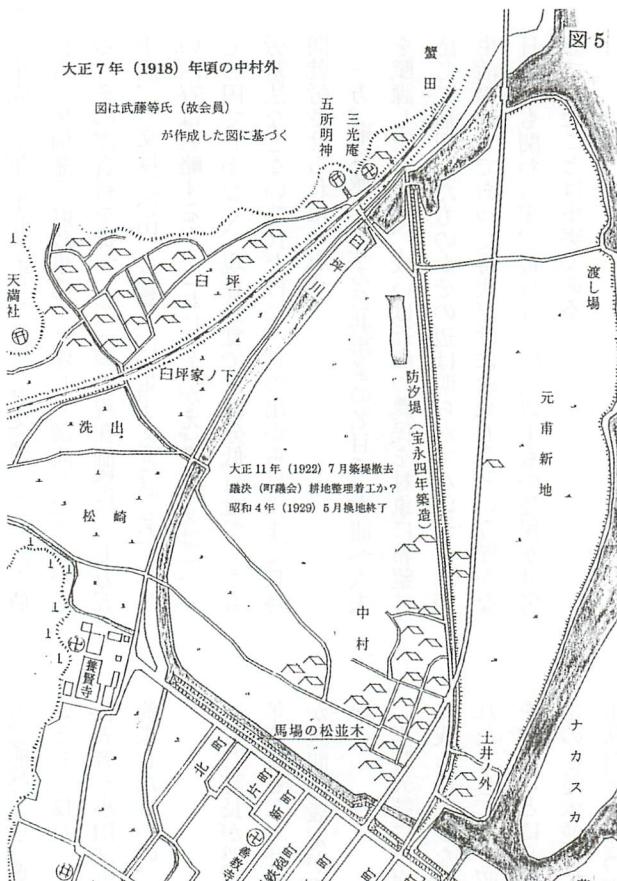
この松並木並びに白坪川周辺の今昔について、平成六年秋白坪在住の高橋市太郎翁から話を聞く機会があつた。（史談一六七〇八号聞き書き史談ほか萬控え）翁の話しによれば、土手の記憶は北中付近（註）までしかなかつたと言い、上には一抱えもあるような松並木があつて、大正九年十五歳の時梶原（ナカスカ）にあつた瓦工場に、燃料と燃しに使うため松葉と枯れ枝を集め、

三、築堤撤去の経緯

築堤から二一四〇五年後の大正時代になつて、中村外一帯の耕地整理事業が企画され、大正十一年（一九二二）七月三十一日開催の臨時町議会に於いて撤去が可決されたが、関係地区住民をはじめ学生文化人などか

荷馬車で運ぶ仕事をしていたと言う。この事から、築堤以後の天端は葛方面に通する道路として供用されたことも分かった。

図5を見ると大正七年頃迄は、白坪川の流心部を除き概ね昔日の面影を残していたと認識されるが、大正



あとがき

今回の研究で資料として判明している部分は、津波の高さと築堤の延長、動員された農民の述べ人數及び工期と支給された扶持米だけではわかつていません。

したがつて、これだけの資料では纏めることは難しく、そこで当

五年開通した日豊線に併せ、佐伯駅に通ずる今の二二七号線は既に開通しており、宮銀佐伯支店の前辺りは取り崩されて道路用地となっていた筈である。その後白坪川の護岸整備に伴い背後地の埋立て用土として活用され、引き続き北中辺りまで取り崩して農用地の嵩上げをしたのではないか。

したがつて、町長も議会も残さ

れた部分の史跡価値は半減したと

して、耕地整理事業の施行により地域住民の生活向上を最優先と考

え、撤去に踏み切ったと思う。

日の潮位を推定して津波の高さを求め、現地盤高から在来地盤高を割り出し、これを元に築堤の高さと幅を決め二断面を想定し土量などを算出しました。

この様な僅かな資料でも、それを基礎として多角的に解明してゆけば、郷土史の謎も解けるのではないでしょうか。なお、二断面のうち何れが建設時と符合するか、その辺のところは資料の発見を期待するばかりです。

